協働環境委員会資料令和4年5月26日提出

国民健康保険税条例改正について (専決処分)

1. 改正の内容

賦課限度額引き上げ(第3条、第24条関係)

基礎課税額分 63 万円 → <u>65 万円</u> 後期高齢者支援金等分 19 万円 → 20 万円

2. 改正による影響額(令和4年5月12日で試算) 賦課限度額引き上げの影響額

上段:限度額超過世帯、下段:限度超過額

	改正前 A	改正後 B	差引 B-A
基礎課税額分	110 世帯	104 世帯	△6 世帯
	69,871,369 円	67, 745, 259 円	△2, 126, 110 円
後期高齢者支援金	221 世帯	194 世帯	△27 世帯
等課税額分	39, 490, 646 円	37, 403, 119 円	△2,087,527 円
影響額合計			4, 213, 637 円

